

令和 7 年 3 月 21 日

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベース登録について

消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データベースに登録することとしましたので、お知らせします。

1. 事故情報

(1) 事故情報(下記(2)を除く)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和7年2月15日	教育サービス(中学校)	中学校の体育館において、バレーボール部の部活動中に、生徒がボールを取ろうと床へ飛び込んだ際、体育館床の木片角がシャツにかかって剥離し、鋭角の形状で右腹部に刺さり、救急搬送され、5針縫合。	群馬県
2	令和6年8月22日	介護サービス	介護施設において、職員が利用者の胸部の内出血に気付き受診したところ、左肋骨骨折と診断。当該利用者の移乗介助を職員1名で行っていたことで、当該利用者の身体に負荷がかかり、骨折に至った可能性が考えられる。	埼玉県
3	令和6年8月28日	介護サービス	介護施設において、利用者がリビングで転倒し、右太たい骨頸部骨折。職員は、当該リビングを離れる際に他の職員に声をかける等を行わなかったため、当該利用者を見守る職員が誰もいない状態だった。	埼玉県
4	令和6年6月28日	介護サービス	介護施設において、利用者が居室で転倒し、骨盤骨折。当該利用者のベッドにはセンサーが設置されていたが、当該センサーは固定されていなかったため反応せず、職員は当該利用者の離床に気付かなかった。	埼玉県
5	令和6年8月14日	介護サービス	介護施設において、職員が利用者をベッドから車椅子に移乗する際に、当該利用者の腕にカバーを装着せずに身体を持ち上げたところ、右腕の皮膚が剥離。	埼玉県
6	令和6年7月16日	介護サービス	介護施設において、職員が利用者の口腔ケアのため洗面台前に利用者を誘導したところ、足がもつれて転倒し、左太たい骨骨折等。当該利用者は歩行や立位が不安定であったが、当該職員は目を離してしまった。	埼玉県
7	令和6年9月26日	介護サービス	介護施設において、職員が確認を行うことなく他の利用者の薬を与えてしまい、利用者が薬を誤服用。	埼玉県
8	令和6年7月20日	介護サービス	介護施設において、利用者が施設から抜け出し、当該利用者の自宅近くで発見、保護。右膝、右肘等に擦過傷、顎を3針縫合。当該施設の出入口には人感センサーが設置されておらず、職員は当該利用者の抜けだしに気付くことができなかった。	埼玉県
9	令和6年5月13日	介護サービス	介護施設において、利用者がベッドから車椅子に移乗しようとした際に転倒し、左手指を骨折。職員は、当該車椅子を当該ベッド近くに設置した後、当該利用者の移乗を見守らずに、その場から離れてしまった。	埼玉県
10	令和6年8月15日	介護サービス	介護施設において、利用者が立ち上がり、シルバーカーに手をかけようとした際に後方に転倒し、腰椎圧迫骨折。職員は、他の利用者の誘導を行っていたため、当該利用者を見守る職員が誰もいない状態だった。	埼玉県
11	令和7年2月3日	介護サービス	介護施設において、職員が利用者のオムツ交換時に陰部洗浄のためお湯を使用したところ、お湯の温度を確認しなかったため、当該利用者に熱傷を負わせた。	宮崎県

12	令和7年1月10日	介護サービス	デイサービスの送迎において、送迎車がブレーキをかけた際に、利用者が車椅子から滑落し、膝、肘、腰を打撲。当該送迎車の職員は、当該車椅子を当該送迎車に固定したが、シートベルトを着用させることを忘れていた。	宮崎県
13	令和7年3月8日	電気ストーブ	使用中の電気ストーブから発火。	埼玉県
14	令和6年8月19日	電気掃除機	電気掃除機の内部モーターが発熱し、当該電気掃除機が焦げ。	愛知県
15	令和6年10月17日	介護サービス	介護施設において、排泄介助のため職員が利用者を車椅子からベッドへ移乗しようとしたところ、移乗中に当該利用者が床に滑落し、右肋骨を骨折等。	埼玉県
16	令和6年10月17日	介護サービス	介護施設において、利用者が浴室脱衣室で転倒し、右上腕骨骨折等。当該浴室脱衣室の足拭きマット下に置いている滑り止めマットがずれていたため、当該利用者は足を滑らせたと考えられる。	埼玉県
17	令和6年10月9日	介護サービス	介護施設において、利用者が施設外に出て行方不明となり、警察により保護。当該利用者は認知機能の低下により当該施設から抜け出す可能性があったが、出入口の自動ドアの施錠管理ができていなかった。	埼玉県
18	令和6年10月14日	介護サービス	介護施設において、利用者が居室で転倒し、左大たい骨転子部骨折。当該利用者の居室には赤外線センサーが設置されていたが、当時、当該センサーは電池切れ等の不具合のため、当該利用者の離床時にセンサーが反応しなかった。	埼玉県
19	令和6年10月10日	介護サービス	介護施設において、利用者がベッドから転落し、左大たい骨転子部骨折。当該利用者のベッドマット下にコールボタンを設置していたが、当時、当該コールボタンを設置し忘れていたため、当該利用者の離床に気付かなかった。	埼玉県
20	令和6年10月7日	介護サービス	介護施設において、職員が利用者を車椅子に乗せて移動した際に、誤って当該利用者の右肘をテーブルにぶつけ、右肘の皮膚が剥離。	埼玉県
21	令和6年9月29日	介護サービス	介護施設において、利用者がベッドから転落し、左大たい骨頸部骨折。当該利用者のベッドにはセンサーが設置されていたが、センサーの位置がずれていたため、当該利用者の離床時にセンサーが反応しなかった。	埼玉県
22	令和6年9月23日	介護サービス	介護施設において、利用者がトイレで転倒し、右大たい骨骨折。職員は当該利用者をトイレに誘導後、その場を離れてしまい、当該利用者はズボンを下ろした状態で歩行しようとした。	埼玉県
23	令和5年9月23日	その他のサービス(スポーツジム)	スポーツジムにおいて、音楽を聴きながら体を動かすエクササイズに参加した後、耳鳴り等を発症したため、受診したところ、急性音響外傷との診断。	群馬県
24	令和7年1月29日	保育サービス	保育施設において、園庭で焼き芋機を使用していたところ、幼児の手が当該焼き芋機に触れ、Ⅱ度の熱傷。当該焼き芋機の周囲に複数の職員が配置されていたが、柵は設置されていなかった。	佐賀県
25	令和6年12月28日	その他のサービス(外食)	店舗において、添え物のキャベツを食べた際に、のどに違和感があり、受診したところ、胃に1cmのガラス片が発見された。当時、店舗では料理の準備中にガラス容器が落下し割れ、その破片がキャベツに混入したものと考えられる。	福岡県

(2) 事故情報(食中毒情報)

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和7年2月9日	飲食店(2月7日の食事)	カンピロバクター	東京都
2	令和7年3月1日	飲食店(2月28日の食事)	カンピロバクター	兵庫県
3	令和7年3月2日	宿泊施設(2月28日の食事)	ノロウイルス	大分県

4	令和7年3月4日	飲食店(3月3日の食事)	ノロウイルス	広島県
5	令和7年3月4日	飲食店(3月2日の食事)	ノロウイルス	広島県
6	令和7年3月6日	飲食店(3月5日の弁当)	ノロウイルス	兵庫県
7	令和7年3月3日	飲食店(3月2日の弁当、食事)	ノロウイルス	宮城県
8	令和7年3月6日	飲食店(3月5日の食事)	ノロウイルス	鳥取県
9	令和7年2月25日	飲食店(2月24日の食事)	ノロウイルス	沖縄県
10	令和7年3月2日	飲食店(3月1日、2日の弁当)	ノロウイルス	長野県
11	令和7年2月22日	飲食店(提供日不明の食事)	ノロウイルス	東京都
12	令和7年3月4日	飲食店(3月3日の食事)	ノロウイルス	大阪府
13	令和7年2月27日	飲食店(2月27日の弁当)	ノロウイルス	茨城県
14	令和7年3月3日	飲食店(3月2日の弁当)	ノロウイルス	大阪府
15	令和7年3月2日	飲食店(3月1日の食事)	ノロウイルス	奈良県
16	令和7年2月28日	飲食店(提供日不明の食事)	アニサキス	福島県
17	令和7年2月28日	飲食店(2月27日の食事)	ノロウイルス	北海道
18	令和7年3月8日	飲食店(提供日不明の食事)	グドア・セブテンブクタータ	大分県
19	令和7年3月1日	飲食店(2月28日の食事)	ノロウイルス	福島県
20	令和7年3月2日	飲食店(2月28日、3月1日の食事)	ノロウイルス	神奈川県
21	令和7年3月3日	飲食店(3月2日の食事)	ノロウイルス	愛媛県
22	令和7年2月	飲食店(2月20日、25日、26日の食事)	ノロウイルス	東京都
23	令和7年3月8日	飲食店(3月7日の食事)	ノロウイルス	愛知県
24	令和7年2月23日	飲食店(2月23日の食事)	ノロウイルス	東京都
25	令和7年3月8日	飲食店(3月7日の食事)	ノロウイルス	滋賀県
26	令和7年3月6日	飲食店(3月5日の弁当)	ノロウイルス	滋賀県
27	令和7年2月25日	飲食店(2月23日の食事)	ノロウイルス	東京都
28	令和7年3月6日	飲食店(3月5日、8日、9日の食事)	ノロウイルス	愛知県
29	令和7年2月25日	飲食店(2月24日の食事)	ウエルシュ菌	東京都
30	令和7年2月26日	教育施設(2月25日に調理、喫食した食事)	ノロウイルス	鳥取県
31	令和7年3月8日	飲食店(3月7日の食事)	ノロウイルス	愛知県
32	令和7年3月8日	飲食店(3月8日の食事)	アニサキス	千葉県

33	令和7年3月9日	飲食店(3月8日の弁当)	ノロウイルス	岐阜県
34	令和7年3月8日(初発)	宿泊施設(3月8日～10日の食事)	ノロウイルス	岐阜県
35	令和7年3月4日	飲食店(3月2日の食事)	カンピロバクター	山口県
36	令和7年3月1日(初発)	飲食店(2月28日、3月1日、4日の食事)	ノロウイルス	北海道
37	令和7年2月26日	飲食店(2月25日の食事)	ノロウイルス	東京都
38	令和7年3月8日	飲食店(3月7日、8日の食事)	ノロウイルス	青森県
39	令和7年3月4日	飲食店(3月3日の弁当)	ノロウイルス	神奈川県
40	令和7年3月9日	飲食店(3月8日の食事)	ノロウイルス	静岡県
41	令和7年2月28日	飲食店(2月26日の食事)	ノロウイルス	東京都
42	令和7年3月9日	宿泊施設(3月8日の食事)	ノロウイルス	京都府
43	令和7年3月9日	飲食店(3月8日の食事)	ノロウイルス	滋賀県
44	令和7年3月10日	給食施設(3月9日の食事)	ノロウイルス	岩手県
45	令和7年3月10日	その他の施設(3月9日に販売された食品)	ノロウイルス	宮城県
46	令和7年3月	飲食店(3月8日の食事)	ノロウイルス	鹿児島県
47	令和7年3月8日	給食施設(提供日不明の食事)	調査中	島根県

2. リコール・自主回収情報

(1) リコール・自主回収情報(食品関係)

	製品名等	届出内容
1	ジャム(びん詰) 他(計10件)	カビ発生。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年3月7日)
2	菓子(計3件)	カビによる汚染。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年2月18日)
3	調味料	賞味期限切れの商品を販売。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年3月6日 販売地域: 愛知県)
4	乾燥果実	賞味期限切れの商品を販売。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年3月7日 販売地域: 長野県、群馬県)
5	惣菜(サラダ)(計2件)	カビによる汚染の可能性。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年3月10日)
6	焼鳥	アレルギー(卵)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年3月8日 販売地域: 千葉県 クラス分類: CLASS I)
7	冷凍食品(餃子)(計2件)	アレルギー(卵)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年3月5日 クラス分類: CLASS I)
8	惣菜(あじフライ)	アレルギー(乳)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年3月5日 販売地域: 兵庫県 クラス分類: CLASS I)
9	おにぎり	アレルギー(小麦、卵、乳、大豆、りんご)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年3月9日 販売地域: 埼玉県 クラス分類: CLASS I)
10	菓子(計18件)	アレルギー(卵)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年3月7日 販売地域: 宮城県 クラス分類: CLASS I)
11	弁当	アレルギー(乳、さけ)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年3月9日 販売地域: 栃木県 クラス分類: CLASS I)

12	惣菜(エビカツ)	アレルギー(えび、魚介類)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月10日 販売地域:奈良県 クラス分類:CLASS I)
13	惣菜(コロッケ)	アレルギー(乳)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月10日 販売地域:広島県 クラス分類:CLASS I)
14	弁当	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月10日 販売地域:京都府)
15	惣菜(揚げもの)	アレルギー(小麦)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月11日 販売地域:山形県 クラス分類:CLASS I)
16	パン	賞味期限切れの添加物を使用。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月5日 販売地域:愛知県)
17	菓子	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月9日 販売地域:東京都)
18	さんま	賞味期限切れの商品を販売。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月6日 販売地域:青森県)
19	さんま(計2件)	賞味期限切れの商品を販売。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月6日 販売地域:青森県)
20	さんま(計2件)	賞味期限切れの商品を販売。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月5日 販売地域:青森県)
21	米菓	アレルギー(えび)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月10日 販売地域:大分県 クラス分類:CLASS I)
22	はまぐり	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月5日 販売地域:大阪府)
23	弁当	アレルギー(かに、牛肉、豚肉)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月8日 販売地域:東京都 クラス分類:CLASS I)
24	もずく	賞味期限表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月8日 販売地域:京都府)
25	おにぎり	アレルギー(卵、乳、りんご)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月11日 販売地域:神奈川県 クラス分類:CLASS I)
26	したびらめ(切り身)	アレルギー(乳)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月11日 クラス分類:CLASS I)
27	たちうお(計2件)	アレルギー(乳)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月11日 クラス分類:CLASS I)
28	しらす	フグ混入の可能性。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月12日 販売地域:埼玉県 クラス分類:CLASS I)
29	冷凍食品(ピザ)	冷凍品を冷蔵で販売。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月12日 販売地域:長崎県)
30	弁当(計2件)	アレルギー(えび、さば)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月12日 販売地域:高知県 クラス分類:CLASS I)
31	洋菓子	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和7年2月27日 販売地域:神奈川県、千葉県)
32	弁当	アレルギー(えび、いか、ごま、鶏肉)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月11日 販売地域:東京都 クラス分類:CLASS I)
33	惣菜	アレルギー(乳)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月7日 クラス分類:CLASS I)
34	和菓子	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和7年2月23日 販売地域:宮城県)
35	缶詰	アレルギー(グルテン、小麦)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和6年)
36	チョコレート(計2件)	カビ発生。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月4日)
37	蒲鉾(計2件)	冷蔵品を常温で販売。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月14日 販売地域:神奈川県)
38	惣菜(焼きそば)	アレルギー(えび)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和6年11月20日 販売地域:福井県 クラス分類:CLASS I)
39	おにぎり	アレルギー(乳)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和6年5月15日 販売地域:福井県 クラス分類:CLASS I)
40	焼鳥	アレルギー(小麦、卵、乳)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和6年6月11日 販売地域:福井県 クラス分類:CLASS I)

41	和菓子	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月12日 販売地域:大阪府)
42	巻き寿司	アレルギー(かに、乳)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月13日 販売地域:兵庫県 クラス分類:CLASS I)
43	牛肉	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月5日 販売地域:千葉県)
44	惣菜(コロッケ)	アレルギー(卵、鶏肉、ゼラチン)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月14日 販売地域:滋賀県 クラス分類:CLASS I)
45	巻き寿司	アレルギー(えび)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和7年3月13日 販売地域:高知県 クラス分類:CLASS I)

(注)消費者庁への消費者事故等の通知時において、厚生労働省ウェブサイト「食品リコール公開回収事案検索」の「健康への危険性の程度」欄が「CLASS I」とされている場合はその旨を記載しています。なお、「CLASS I」の程度はそれぞれ次のとおりです。

- ①食品衛生法:喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い
- ②食品表示法:喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高い

(2) リコール・自主回収情報(食品関係以外)

	製品名等	届出内容
1	普通乗用自動車(BMW BMW X3 xDrive20d 他)	普通乗用自動車(固定レール)のリコール。(外-3931) ラゲッジルームの荷物固縛用の固定レールにおいて、車体と締結するボルトにかかる強度検討が不十分なため、車両の後面が衝突により衝撃を受けた際、固定レールの最後部を固定しているボルトが折損して固定レールが前方に押し出されることがある。そのため、後部座席の乗員に固定レールが接触し、負傷するおそれがある。
2	普通乗用自動車(BMWアルピナ XD3)	普通乗用自動車(固定レール)のリコール。(外-3938) ラゲッジルームの荷物固縛用の固定レールにおいて、車体と締結するボルトにかかる強度検討が不十分なため、車両の後面が衝突により衝撃を受けた際、固定レールの最後部を固定しているボルトが折損して固定レールが前方に押し出されることがある。そのため、後部座席の乗員に固定レールが接触し、負傷するおそれがある。
3	普通乗用自動車(BMW BMW 523d xDriveツアリング他)	普通乗用自動車(操舵装置)のリコール。(外-3919) 電動パワーステアリング機構の一部であるダブルユニバーサルジョイントにおいて、材質の選定及び製造工程が不適切なため、当該ジョイントの一部の強度が不足しているものがある。また、それらの部品において、生産ライン等での選り品質チェックの際の作業が不適切なため、過度に引っ張られたことにより当該ジョイント部が伸長したものと落下した部品を再使用したものがある。これらの複合要因のため、ステアリングホイールを最大までの操舵時などで強いせん断力がかかると当該ジョイントの一部が破損して、ステアリングコラムから異音が発生し、そのまま使用を続けると、最悪の場合、予期せぬ強い操舵力が必要となるおそれがある。
4	普通乗用自動車(アルファロメオ トナーレ)	普通乗用自動車(駆動バッテリー)のリコール。(外-3646) 駆動バッテリーケースのプレッシャーバルブにおいて製造管理が不適切なため、プレッシャーバルブの耐水性能が不十分なものがある。そのため、バッテリーケース内が浸水すると、内部のバッテリーモジュールが短絡し、火災に至るおそれがある。
5	普通乗用自動車(シトロエン e-C4 他)	普通乗用自動車(電気装置)のリコール。(外-3945) 駆動用バッテリーのバッテリーマネージメントユニットにおいて、バッテリーから送信される無効な信号を不具合と誤判定することがある。そのため、警告灯が点灯し、警告メッセージが表示されると共に駆動電源が遮断され、走行不能となるおそれがある。
6	普通乗用自動車(ジープ レネゲード 他)	普通乗用自動車(電気装置)のリコール。(外-3951) 12V バッテリー充電用リアケーブルにおいて、製造工程が不適切なため、接続端子の締め付けが不十分なものがある。そのため、12V バッテリーへの充電が行われず、走行中にエンジンが停止するおそれがある。また、助手席下の接続端子が過熱し、端子カバー及び周辺部位が溶損するおそれがある。
7	二輪車用タイヤ(Metzeler Tourance next2 150/70R18M/C 70V 他)	二輪車用タイヤ(ベルト)のリコール。(装外-12) 二輪車用タイヤにおいて、空気圧が低いなど特定の条件下で走行した場合、タイヤ表面が不規則に摩耗し、タイヤ内部構造の一部であるベルトが破損することがある。そのため、そのまま使用を続けると、タイヤ表面のトレッド層の一部が剥離、または急激に空気漏れをするおそれがある。
8	普通乗用自動車(日産 ノート 他)	普通乗用自動車(原動機)のリコール。(5627) 発電用エンジンのコネクティングロッドにおいて、製造時の加工が不適切であったため、締結部のねじ山が不足しているものがある。そのため、使用過程においてコネクティングロッドが締結不足により破損して、発電用エンジンが停止し、最悪の場合、電力が不足して走行不能に至るおそれがある。
9	普通乗用自動車(ホンダ シビック)	普通乗用自動車(事故自動緊急通報装置)のリコール。(5628) 事故自動緊急通報装置において、テレマティクスコントロールユニットの制御プログラムが不適切なため、通話接続中に圏外で接続が途切れた後、圏内に入っても自動で再接続しない。そのため、保安基準に適合しない。

10	自動二輪車(ロイヤルエンフィールド HUNTER 350 他)	自動二輪車(反射器)のリコール。(外-3954) 側方反射器において、機器管理が不適切なため、反射器内部の表面が適切に成型されていないものがある。そのため、反射光が散乱し、保安基準に適合しないおそれがある。
11	自動二輪車(ロイヤルエンフィールド METEOR 350 他)	自動二輪車(反射器)のリコール。(外-3955) 側方反射器及び後部反射器において、機器管理が不適切なため、反射器内部の表面が適切に成型されていないものがある。そのため、反射光が散乱し、保安基準に適合しないおそれがある。
12	普通乗用自動車(ホンダ ACCORD)	普通乗用自動車(事故自動緊急通報装置)のリコール。(外-3963) 事故自動緊急通報装置において、テレマティクスコントロールユニットの制御プログラムが不適切なため、通話接続中に圏外で接続が途切れた後、圏内に入っても自動で再接続しない。そのため、保安基準に適合しない。
13	普通乗用自動車(ホンダ ACCORD)	普通乗用自動車(かじ取り装置)のリコール。(外-3964) 駐車支援システムであるパーキングパイロット※の制御プログラムが不適切なため、ディスプレイにパスワード入力画面を表示したまま当該機能を使用すると、駐車時または出庫時に操舵支援が終了した際、警告音が吹鳴しない。そのため、保安基準に適合しない。 ※ステアリング、アクセル、ブレーキ操作を制御して駐車を支援する。

3. 留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2. リコール・自主回収情報((2)リコール・自主回収情報(食品関係以外))」の届出内容欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。

消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データバンク(URL: <https://www.jikojocho.caa.go.jp>)で「消費者事故等(2025年3月21日公表分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

<本件に関する問合せ先>
消費者庁消費者安全課
TEL : 03-3507-8800(代表)
URL : <https://www.caa.go.jp/>